

## 「ビジネスと人権」に関する行動計画の評価方法について（案）

令和4年3月

### 1. 我が国の行動計画の評価方法案

(1) 行動計画の評価を行うに当たり、行動計画第4章において、「実施状況の確認に当たっては、関係府省庁における既存の評価指標の活用も含め、可能な限り、客観的な指標を用いるように努める。」と言及がある。

(2) 上記(1)を踏まえ、可能な限り既存の指標を用いながら、全85政策の実施状況を俯瞰して確認すると同時に、行動計画全体のインパクトを測れるようにするため、実効的かつ持続可能なフォローアップとして、**行動計画の全85政策の実施状況を確認しつつ、行動計画全体のインパクトを測る指標として、5つの優先分野<sup>1</sup>における指標を設定することとする。**

ア 行動計画の85施策のうち、定量評価を設定できるものは用いる。既に既存の評価指標がある場合はそれを用い、ない場合は可能な限り新たに設定する。なお、定量評価で表せない場合は定性評価を用いる。

イ 行動計画全体のインパクトの測定については、以下の5つの優先分野に関する指標(6つ)を以下のとおり設定する。

(ア) 目標及び該当する行動計画の優先分野：政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上

(指標) **公務員等への研修の開催実績(回数・参加人数等)**【全府省庁】

(関連する行動計画の施策)

◆ 公務員に対する「ビジネスと人権」に関する周知・研修(2施策)【全府省庁、法務省】

(イ) 目標及び該当する行動計画の優先分野：企業の「ビジネスと人権」に関する理解の促進と意識向上

(指標) **企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上のための周知・啓発活動**

---

<sup>1</sup> 行動計画の5つの優先分野：[「ビジネスと人権」に関する行動計画\(概要\)](#)

1. 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
2. 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
3. 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
4. サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
5. 救済メカニズムの整備及び改善

**実績(研修・セミナーの開催実績(回数・参加人数等)、HPへのアクセス数等)  
【全府省庁】**

(関連する行動計画の施策)

- ◆民間企業と連携・協力した人権啓発活動の更なる実施等【法務省】
- ◆「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発の実施【関係府省庁(調整中)】
- ◆人権の尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰【消費者庁、法務省、関係府省庁】
- ◆「ビジネスと人権」に関するポータルサイトを通じた中小企業への情報提供【外務省】
- ◆経済団体・市民社会等と協力した中小企業を対象としたセミナーの実施【経済産業省】
- ◆業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発【全府省庁】

(ウ)目標及び該当する行動計画の優先分野:社会全体の人権に関する理解の促進、意識の向上

(指標) **人権啓発活動等の実績**【関係府省庁(調整中)】

(関連する行動計画の施策)

- ◆「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発の実施【関係府省庁(調整中)】
- ◆行動計画の周知や「ビジネスと人権」に関する啓発における国際機関との協力【外務省、厚生労働省、経済産業省】

(エ)目標及び該当する行動計画の優先分野:サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備

(指標) **企業による人権尊重の取組を促す施策検討のための活動実績(特に中小企業への対応を含む。)(各種取組の内容・会合の開催回数等)**【全府省庁】

(注)追加的な評価指標として、企業の人権デュー・ディリジェンス実施の度合い・状況について、毎年でなく中間レビュー時に確認することを検討する。

(オ)目標及び該当する行動計画の優先分野:救済メカニズムの整備

(指標) **相談窓口の利用実績等**(日本司法支援センター(法テラス)、人権相談、通報者の保護に関わる通報者相談窓口、個別法令窓口(労働者、消費者)、外国人技能実習機構)【厚生労働省・法務省・消費者庁等】

(関連する行動計画の施策)

- ◆民事裁判手続のIT化【法務省】
- ◆「OECD 多国籍企業行動指針」に基づく日本 NCP の活動の周知とその運用改善【外務省、厚生労働省、経済産業省】
- ◆日本司法支援センター（法テラス）の取組【法務省】  
（注：行動計画に明示的に記載ないが追記）
- ◆人権相談（みんなの人権110番等）の継続【法務省】
- ◆人権侵害の予防及び被害の救済【法務省】
- ◆個別法令等に基づく対応の継続・強化【法務省、厚生労働省、消費者庁】
- ◆裁判外紛争解決手続の利用促進【法務省】

(了)